

2023年3月28日

お客さま 各位

「デビットカード取引規定」一部改定のお知らせ

網走信用金庫

平素は、網走信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、2023年4月1日より、日本電子決済推進機構において、地方公共団体等の公的機関を加盟店とする場合について、新たに間接加盟方式を導入したことに合わせ、下記のとおり、当金庫の「デビットカード取引規定」を一部改定いたします。

今後とも、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 一部改定となる規定
デビットカード取引規定
2. 主な改定内容
公的機関の間接加盟方式の導入に伴う変更
(詳しくは別表をご確認ください。)
3. 改定日
2023年4月1日(土)より

以上

・変更箇所のみを抜粋しております。

デビットカード取引規定（旧）	デビットカード取引規定（新）
<p data-bbox="193 360 421 394">第3章 公金納付</p> <p data-bbox="193 461 352 495">1. 適用範囲</p> <p data-bbox="193 512 772 1655">機構所定の公的加盟機関規約（以下公金納付において「規約」といいます。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下公金納付において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下公金納付において「デビットカード取引」といいます。）については、公金納付の規定により取扱います。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。</p> <p data-bbox="193 1727 256 1760">新設</p>	<p data-bbox="794 360 1023 394">第3章 公金納付</p> <p data-bbox="794 461 954 495">1. 適用範囲</p> <p data-bbox="794 512 1398 1453">利用者が、次の各号のうちいずれかの者（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、機構所定の公的加盟機関規約（以下公金納付において「規約」といいます。）に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いを行うために、カードを提示した場合は、第1号においては規約所定の加盟機関銀行が、第2号においては規約所定の決済代行機関が当該公的債務を支払うものとします。この場合、利用者は、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額（第2号においては加盟機関銀行が決済代行機関に対し負担する補償債務に係る費用相当額）を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定に基づく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下公金納付において「デビットカード取引」といいます。）については、公金納付の規定により取扱います。</p> <p data-bbox="794 1727 1398 2114">(1) 規約を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下公金納付において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。ただし、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。</p>

<p>新設</p> <p>2. 準用規定等</p> <p>(1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の第2条ないし第5条を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、公金納付のデビットカード取引には適用されないものとします。</p> <p>(3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。</p> <p>(2020年4月1日現在)</p>	<p>(2) 規約を承認のうえ、規約所定の決済代行機関と規約所定の間接公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。ただし、規約所定の当該間接公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードを、間接公的加盟機関で利用することができない場合があります。</p> <p>2. 準用規定等</p> <p>(1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章第2条ないし第5条を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「直接加盟店」を「決済代行機関」と、「加盟店銀行」を「加盟機関銀行」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、公金納付のデビットカード取引には適用されないものとします。</p> <p>(3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。</p> <p>(2023年4月1日現在)</p>
--	---